サンプル（申請時の説明書からわかることを予め記入し、面談時に加筆、修正。判定着手の同意を含まない例）

　　　　　　　　**［面談による特定事項説明書］**

事件名：２０１４年（適２）第○○号

1. **外部特許調査機関：**

以下の外部特許調査機関に特許調査（考案調査を含む。以下同じ。）を依頼する。

住所　　〒

**２．判定対象製品等（事業品目となる製品、部品、方法）：**

**（１）関連する技術の分野**

　　車両、飛行体、ロボット、玩具等に搭載される、小型の人工知覚センサ。

**（２）構成（１対象技術分野で１セット）**

Ａ１：移動体に搭載される人工知覚センサであって、

Ａ２：移動体の姿勢を検出する「三半規管」に相当するジャイロユニットと、

Ａ３：移動体と周辺物体との動き量を検出する「目」に相当する人工網膜ＩＣと、

Ａ４：周囲にある音源の方向を検出する「耳」に相当する音感知センサと、

Ａ５：移動体の動きを規定する「頭脳」に相当するコントローラとを有し、

Ａ６：コントローラは、各センサの計測結果を記録し、計測時点の環境に応じて最適となる計測結果で他の計測結果を補完することで移動体と周辺物体との相対位置と相対動きとを正確に特定し、移動体の次の動きのパラメータに反映させる。

**（３）他の製品等に対して優位と認識している点**

「三半規管」だけでは何回か姿勢が変わるうちに傾斜や方向を見失う（ドリフト蓄積）。

「目」だけでは相対的な動きや早い動きに対応できず、暗い環境では感知不可。

「耳」だけでは周辺物体による乱反射等に対応できない。

「頭脳」は情報（知識）がないと機能しない。

　そこで、「頭脳」において方向や傾斜を「目」、「耳」で補完し、動き量を「三半規管」、「耳」で補完し、「耳」を「目」、「三半規管」で補完し、現在置かれた環境で最適な情報を取得する。「頭脳」は、現在の認識情報だけでなく、過去の情報をも加味することで移動体の周辺に存在する状況を整理し、最適な動きを演出する。

　１～２センチ角の小型部品の組み合わせなので、移動体の搭載に障害がない。

**（４）実施の態様（製品、部品、製造、使用、販売等）**

ⅰ）移動体への後付けセンサユニットとして製造、販売する。

ⅱ）可搬性の筐体に、コントローラ、ジャイロユニット（３次元ジャイロ又は加速度計）、一対の人工網膜ＩＣ、一対の音響センサ（指向性マイク）、及び、Ｄ‐ＧＰＳ、増幅器、電源を装着する。

ⅲ）人工網膜ＩＣ、音響センサ、Ｄ‐ＧＰＳ、コントローラは外部調達。プログラムは、内製する。

**（５）応用範囲**

＜自律歩行ロボット＞姿勢センサ＋サーボモータの制御。

＜無人搬送車＞過酷な環境や時間での物体搬送や清掃用の知覚センサ。

＜飛行体＞ラジコン操作のヘリコプタの高度や姿勢等の検出センサ。

＜車両＞運転中の障害物認知や子供の飛び出し等の危険回避、車間距離計。

**（６）調査・判定の対象外とする範囲（あれば）**

　応用範囲（セット品）は除外し、センシング技術だけを対象とする。

**３．対象技術分野**

上記２．に記載されている、申請人が製造、販売、使用する製品もしくは部品または方法の構成要件ないし実施の態様。

**４．対象技術分野数**　１

**５．調査内容**

**（１）調査方式**

調査は、原則として機械検索とマニュアル検索との併用で行う。機械検索は下記（２）の検索条件に従った検索を行うが、追加ないし修正が望ましい検索条件が事後に判明した場合は、申請人及び判定人の承諾を得て、それを加えた検索を行う。

マニュアル検索では、機械検索により抽出された公報のうち、判定対象製品等と少しでも関係のあるものを選別する。

**（２）検索条件**

１９９４年３月１０日以降の出願であって、日本国特許庁において日本語で公表されている取下げ、抹消、無効・拒絶確定を除くすべての発明、考案を対象とし、

ＩＰＣ／ＦＩの大分類Ｇ０１Ｃ、Ｇ０１Ｂ、Ｇ０１Ｓ、Ｆターム［２Ｂ０５４ＥＡ１１］、競合となる株式会社○○を「出願人」としてＯＲ条件で母集団を作成し、

「知覚」＋「視覚」＋「聴覚」＋「姿勢」＋「動き」を掛け合わせ、さらに、

「センサ」＋「センシング」＋「検出」＋「検知」＋「計測」＋「測定」を掛け合わせる。

　なお、限られた範囲における調査のため、必ずしもすべての関連特許が抽出されるとは限らない。

**６．概略調査結果**

　面談時：１８５件

　明らかに無関係と思われる公報の混在率：３０％

　件数確定日：３月５日

**７．調査報告の納期日**　　２０１４年３月１０日

**８．判定書の送付予定日**　２０１４年３月３１日

以上の事項に全て同意する。

２０１４年３月１日

 判定人弁護士 適　合　　太　郎　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　判定人弁理士　　判　定　　次　郎　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請人担当者　　笑　窪　　三　郎　　　印